

# 解説

近松 鴻 二

## 1 書誌情報と記載期間

本書は四谷塩町一丁目の町入用関係文書三点を翻刻したものである。三点の分量等は次の通り。

- ①「町入用押切帳」安政三年（資料番号九〇三七三三四三八）横帳  
一五・〇×四〇・五センチメートル 二二三丁 小口の地の部分に「六冊之内」の墨書がある。

- ②「町入用押切帳」文久二年（資料番号九〇三七三三四〇）横帳  
一四・九×三八・六センチメートル 二二〇丁。

- ③「く組入用押切帳」万延二年（資料番号九〇三八一四一九）横帳  
一四・九×三八・六センチメートル 一七丁。

①・②には安政三年（一八五六）正月から、明治二年二月までの四谷塩町一丁目の町入用の支出の内容と額、各家主の負担額が連続して記載されている。ただし安政三年七月の支出明細の一部と家主分担額、安政五年の十・十一月の家主分担額の部分が欠けている。

③の「く組押切帳」は、後述する火消の「く組」の万延二年（二月十九日文久と改元）正月から十二月に至る、月別の支出内訳と塩町一丁目の分担額が記載されている。

## 2 記載内容

### (1) 家主と小間割

町入用の負担者である家主は安政三年の「押切帳」の冒頭部分に「町内小間割北側東角より」と①太郎兵衛 ②安右衛門 ③珍平 ④五人組持 ⑤吉右衛門 ⑥伝蔵 ⑦儀左衛門 ⑧五人組持 ⑨辛七 ⑩庄次郎 ⑪礼助 ⑫忠七 ⑬勝右衛門 ⑭藤七 ⑮清吉 ⑯吉 ⑰喜三郎 ⑱平次郎 ⑲勘六 ⑳理兵衛 ㉑惣七 ㉒鉄五郎、の二二人が記されている。数は全期間変わらない。名義が替らないのは②安右衛門③珍平⑦儀左衛門⑩庄次郎⑭藤七⑯庄吉の六人である。名義が替った者を記載通りに追うと次の通りである。①の太郎兵衛は文久二年正月に清次郎に替った。④の五人組持は安政五年四月に丈兵衛、慶応二年四月に嘉七、五月丈兵衛に戻ったあと六月嘉七に替った。⑤の吉右衛門は文久二年十月に五人組持、同三年十月に伊太郎、慶応元年三月に平三郎、同三年十一月に喜兵衛に替った。⑥の伝蔵は文久元年七月に五人組持、八月に伝蔵、十月に五人組持、十一月に安平、慶応三年十一月に市右衛門とめまぐるしく替った。⑧の五人組持は文久元年正月に安平、同十二月に五郎兵衛に替った。⑨の幸七は文久三年四月に五人組持、同五月は幸七になったあと同六月五兵衛に替った。⑩の礼助は文久三年四月に一旦五人組持になったあと、五月には礼助に戻り、七月に甚右衛門に替った。⑫の忠七は安政三年正月と二月は忠兵衛であったのが、三月に

忠七に替り、安政四年十一月に安兵衛、同十二月忠七に戻り、安政五年三月に五人組持となったあと同年八月安兵衛となり、明治元年九月五人組、十月に安兵衛となり十一月に五人組持となった。⑬の勝右衛門は元治二年（四月七日慶応と改元）三月五人組持となったあと慶応二年十二月鉄五郎に替った。⑮の清吉は慶応元年十二月に忠兵衛に替っている。⑰の喜三郎は安政六年二月五人組持となった。⑱の平次郎は文久三年五月に五人組持となり、同年七月に庄三郎となり、元治元年六月平次郎に戻ったあと、七月に庄三郎となった。⑲の勘六は万延元年九月五人組持となり、文久三年正月勘六に戻り、慶応元年三月五人組持となったあと同九月秀次郎に替った。⑳の理兵衛は文久二年十月五人組持となり、同十一月平次郎、文久三年五月五人組持、同六月に平次郎、同十月に兵藏となり、慶応三年十一月一旦吉藏となり翌月兵藏に戻った。㉑の惣七は慶応元年四月五人組持となり同閏五月惣七になった。㉒の鉄五郎は元治二年（四月七日慶応と改元）正月五人組持となり、同二月鉄五郎、慶応元年十二月清吉、同二年二月一旦鉄五郎に戻り、三月に清吉に替った。

家主の家族構成や異動・家屋等については既刊「江戸東京博物館史料叢書」1・2の「四谷塩町一丁目人別書上」（上）・（下）および「東京都新宿区四谷一丁目遺跡Ⅲ―都市計画道路環状第2号線に伴う埋蔵文化財発掘調査」（東京都建設局・財団法人新宿区生涯学習財団、平成十二年六月三十日刊）所収の赤澤春彦「幕末期の四谷塩町一丁目―人別書上からの情報―」、榎木真「四谷一丁目遺跡と四谷

塩町一丁目」を参照されたい。

小間数は「町入用帳」各冊の最初の部分に家主名とともに記されている。本文中には慶応三年六月条（二五〇頁）に「小間百四拾三間三分五厘」とある。安政三年の小間数の和（一頁）は一四三二一で近似の数値を示している。安政三年と文久二年の各冊に記されている小間数（一・一四六頁）は、ほとんど変わっていないが⑧の五人組持から安平、五郎兵衛と替った箇所は五七七が五八四、⑰の喜三郎から五人組持に替った箇所は二〇五が一〇五に変っている。小間の数字は三桁あるいは四桁の数値が記されているが、下から二桁目と三桁目の間に小数点を入れた数値に、算出された一小間あたりの銭高を乗じた値が、各家主の負担額となる。

## (2) 支出及び小間割負担額の表示

支出項目は、人件費、光熱費、備品費、消耗品費、食料費等多岐にわたる。これらの支出高は金・銀・銭の三貨で表示されている。金貨表示の項目には石橋繕、自身番屋の火の見・炭置場等の建築費、町役人の半天・羽織・頭巾等の服飾費、類焼・病気・怪我等見舞などの交際費、神楽奉納料・大般若料・護摩料・開帳御札等の祭礼費のほか医師謝礼、葉礼、粥代などである。銀貨表示には紙代、鉄管・鉄棒直し、鳶鍵などがある。そのほかの項目と家主負担高は錢貨表示である。三貨はその時々により相場が立つ。家主負担高算出には、時の相場で金表示・銀表示を銭高に換算している。本書の対象期間は幕末維新の混乱期で、それぞれの相場にもかなりの変動

がある。銭の対金相場は、安政三年～慶応元年（一八五六～一八六六）までは金一両あたり銭六貫五〇〇～八〇〇文ほどであったが、慶応二年には一両七貫文を超え、慶応三年四月には一両七貫七〇〇文、十月には九貫三〇〇文と急騰し、同四年三月には一両十二貫五〇〇文となった。対銀貨相場は安政四年から慶応二年までは、銀一匁あたり銭一〇〇～一二〇文であったものが、慶応三年六月には一匁一三七文、十二月には一五八文、同四年三月には二〇八文、明治二年正月には二三文と急騰した。なお、家主負担額中に記されている「丁五拾文」の「丁」は銭九十六文を銭一〇〇文と計算する九六法の四十八文五〇文ではなく、一文銭五〇枚に相当する五十文であることを示している。

### (3) 定式入用

支出項目中に「定式入用」が安政四年（一八五七）十一月～同五年五月、同年七・八月、万延元年五月、慶応二年（一八六六）正月～十二月、慶応三年二月～明治二年（一八六九）三月の間記されている。安政期と万延元年五月の定式入用の額はほぼ同一で、前後の月の大總当番・名主役料・定使賃・書役給分・筆墨代・欠付七人給分・定番人給分・市谷芥せん・自身番店ちんの合計額と一致する。慶応～明治期の定式入用額は各月で同一ではない。慶応四年六月条には「定式改」として大總当番せん・名主役料・七ヶ町半紙割・書役給分・欠付七人給分・定番人給分・自身番地代・番茶代・市谷芥せん等の項目とそれぞれの支出額が記されている（二七一頁）。安政期

と比べると定使賃・筆墨代がなくなり七ヶ町半紙割・番茶代が加わっている。

### (4) 自身番屋の店賃と地代

町運営と町内警衛を行う自身番屋の家賃・借地料が支出項目にある。安政三年（一八五六）正月「自身番店ちん」として銭二貫七一五文と記され、同九月以後多少の変動はあるが、安政六年九月～十二月の間二貫六〇〇文台になっているほかは、文久元年（一八六〇）三月までは二貫七〇〇文台を推移している。（安政四年九月以降「金巻分式朱ト巻八分」と記されたあと「此銭」という表示がされるようになる。）文久元年四月三日自身番屋が焼失したあと仮番屋が建られ、支出項目は「仮自身番地代」（一部「店ちん」の記載あり）として銀一〇匁八分あるいは銭一貫二〇八文が計上されている。自身番屋が完成したあとは「自身番地代金一分二朱と、その時々々の換算銭高が示され、慶応二年（一八六六）正月以後は定式入用の中に含まれるようになった。

### (5) 光熱費

自身番屋等の照明用の水油・蠟燭、暖をとったり煮炊きをする炭の項目がある。これらの経費は季節性があるのか「定式入用」には含まれず、全期間を通して記載がある。季節性が最もはっきりしているのは炭である。文久二年（一八六二）の月別の購入俵数を見ると、寒冷期の正・二月は一九俵、三月一二俵、四月五俵、五月四俵と暖くなるに従い減少し、六・七月二俵となり八・閏八・九月は一

俵となった。以後十月八俵、十一月三俵、十二月一八俵と寒さに比例して増加している。

水油は元治元年（一八六四）の月別購入量を見ると、夜の時間が長い冬場が、昼の時間の長い夏場の二倍になっていることがわかる。水油の価格は、安政三〜六年には一升あたり五二〇〜五七〇文ほどで安定していたが、水油も対象となった五品江戸廻し令が出された万延元年（一八六〇）閏三月以降値上り始め、同年末には七四五文になった。文久元年（一八六一）十月には一時八八三文になっている。同年末には六〇〇文となったが、以後毎年一〇〇文づつ値が上り、元治元年（一八六五）に一貫文を超えた。ついで慶応三年四月には二貫文、明治元年（一八六八）九月には三貫文を超え、安政期の六倍となり、いかに急騰したかがわかる。

蝋燭については購入額の記載はあっても、購入量の記載がほとんどなく、現段階では相互の比較はできない。

#### (6) く組入用

く組は享保三年（一七一八）十月に設置され、元文三年（一七二八）に改編された、所謂「いろは四十八組」の町火消組の一つである。四谷塩町一丁目が所属していた「く組」は九組で構成される五番組の一つで、安政二年版「増補改正萬世江戸町鑑」には尾張藩上屋敷、四谷御門、紀州藩中屋敷に囲まれた地域が図示され、「四谷伝馬丁麴丁十二丁目ヨリ十三丁目迄市谷本村辺 人足八十七人」と記されている。本書「く組入用押切帳」に記載されている月番行事の

所属する町は、麴町十三丁目、塩町一・二・三丁目、市谷七軒町、四谷伝馬町一・二・三・新一丁目、四谷伊賀町・四谷坂町・四谷御簗町、四谷坂町、四谷忍町、市谷本村町の各町である。また、く組は四谷御門の近くということで、明和元年（一七六四）十二月十五日町奉行所から龍吐水二柄を最初に下賜された一三組の一つである。

く組入用は、ほぼ全期間記載がある。支出額はその時々により異っている。く組入用の内容は、本書二九一頁以下の文久元年「く組入用押切帳」により一年分を窺うことができる。この入用帳で算出された塩町一丁目の負担額は、「町入用」の支出金額と一致する筈であるが、六・七・八・九・十二月分は相違している。なお、文久元年の「く組入用押切帳」には、この年の四月に番所が類焼したため、新規の什器や備品の購入項目が多くなっている。

#### (7) 火災記事

支出項目に出火弁当代、焚出しがある。消火あるいは防火に駆り出される際の食事代であろう。この記事の内容は一定ではないが、何月何日どこで火災があったかを記されている箇所がある。規模の大きい火事を記したものと考えられるが、中には「東京市史稿」変災篇第五および吉原健一郎「江戸災害年表」（西山松之助編「江戸町人の研究」第五巻 昭和五十三年吉川弘文館刊 所収）に掲げられていないものがある。譬えば本書二三八頁の慶応二年十一月条には、十月二十八日から十一月二十六日までの発生した一三件の出火

の記載があるが、うち十月二十八日の小川町、十一月八日の本郷附木店、同十六日(マ)の掃部様上屋敷、同十七日の麴屋横町(マ)、同月二十六日の大久保余丁町出火の五件の記載がない。

(8) 囚人護送

支出項目中に「囚人縄取」「囚人支度」「囚人預り」等の囚人護送に関する事柄がある。取扱部署としては「加役」「番所」「南」「北」「町方」等の記載がある。加役は火附盜賊改めで、文久二年(一八六二)十二月十八日に本役に昇格するまで、先手弓頭・先手鉄砲頭からの加役であったのでこの略称が用いられていた。本役になったあとも加役の略称が用いられているが、慶応二年(一八六六)八月四日戸田正意が解職されたあと、この表示は消える。

番所・南・北・町方等は南北両町奉行所の略称である。両町奉行所は慶応四年五月に廃止されているが、町奉行所が扱ったと明確に表現されるのは慶応三年十二月の「南北囚人縄取九度」が最後で、そのあとは単に「囚人」となり、明治二年正月には「麴町迄縄取人足耆人」、同二月には「東京府囚人送り縄取麴町迄」となった。なお、「南北」の記載は、慶応四年七月の「南北御用状使」が最後である。

(9) 七軒町定式割

支出合計が示されたあと「七軒町定式割」の項目がある。七軒町は市谷七軒町のこと、塩町一丁目の西側の道を隔てた所に位置する小さな片側町である(現新宿区本塩町六番地)。元和の頃(一六一

五〜二四)名主の島田左内が草創した町で、その当時の家数からこの名が用いられたという。文政六年(一八二二)の家数四一軒、明治五年(一八七二)の戸数二六、人口一五人であった。

この町の運営は四谷塩町一丁目と共同で行われていたようで、町入用負担は定額となっている。その経緯は文久二年(一八六二)の「町入用帳」の冒頭に記されている(本書一四六頁)。これによると天保十四年(一八三三)二月以降、番中の時は一箇月錢二貫六〇〇文、番明けは一貫六〇〇文となったとされている。本書最初の安政三年(一八五六)から安政六年の間は大体、十月〜翌三月は月二貫六〇〇文、四〜九月は月一貫六〇〇文となっている。万延元年〜慶応三年(一八六〇〜六七)は、文久二・三年(一八六二・六三)を除き通年で月二貫六〇〇文となった。慶応四年正月からは金高表示にかわり正〜三月は金二分、四月は一分二朱、閏四・五月は二分、六月は二分二朱、七月は一分と変動したあと八月からは一分二朱に固定している。金表示ではあるが、支払いは錢のようで、それぞれの時の相場に応じた錢高が示されている。

(10) 小間割負担額

各月の支出合計が算出され、七軒町の定額を差引いた金額を、総小間数で割った数値が「耆小間に付」として記載されている。年次別一ヶ月当りの一小間の平均負担額は次の通りである(文以下四捨五入)

安政三年―五二三文、安政四年―四八〇文、安政五年―五一二

文、安政六年―五一九文、万延元年―五一七文、文久元年―六一二文、文久二年五五三文、文久三年―五二二文、元治元年―六一七文、慶応元年―六五六文、慶応二年―八〇五文、慶応三年―一貫〇二五文、明治元年一貫四四四文である。これを見ると、安政三〜万延元年は四〇〇文台後半から五〇〇文台強とほぼ安定していたものが、文久期には五〇〇文台、慶応元年には六〇〇文台、同二年七〇〇文台、同三年一貫〇〇〇文台と急騰し、明治元年には一貫四〇〇文を大きく超えた。これは、前述の水油と同様の傾向を示している。

#### (11) 押印

本書は一種の出納簿であるので、所々に押印がある。支出の総計には角割印、小間割金額の確認には「改」の文字と角印が押され、居附地主と行事・立会の家主の印が押されている。元治元年（一八六四）八月条からは、各家主の負担額が示されたあと、行事名で確認の文言が記され、さらに同十二月からは行事の家主の印が押されるようになった。また慶応四年（一八六八）正月からは、各家主負担額が記載されている箇所の上に、角割印が押されるようになった。なお、これ以外の箇所の押印は、紙を貼り継いだ箇所等である。

#### (12) 時代相

本書の記載年代は、幕末維新期にあたり、この混乱期を江戸の庶民がどのように生きたかを窺える出費記事が随所に見られる。

安政三年（一八五六）には、前年十月に所謂安政大地震があり、二月には去卯年十月地震に付、町会所茶や難洪願に付、拾五番組惣

町々より出置候に付、同断遣す」（四頁）として金二分を支出している。同年四月には「去卯十月二日大地震にて、本所回向院潰れ候に付、奇進に遣す」（七頁）と錢八三六文を支出した。

安政五年八月には「流行の暴瀉病或は死亡人多にて、大般若修行初穂料」（五二頁）として金三分支出されている。同時に天王護摩料、天王獅子廻し、町内若もの水垢離の上町内四ヶ所へ竹を立てる等の出費が計上されている。大流行したコロリ（暴瀉病Ⅱコレラ）退治のため、真剣に神頼みをしたことがわかる。

また同月には十三代將軍徳川家定の薨去に伴なう諸行事の費用が記されている（五二〜五三頁）。

文久元年（一八六一）四月条には、この月の三日に塩町一丁目一帯が類焼したため「当月より七分積金六ヶ月相休申候」（一一二頁）や御救米を下された等の記述がある（一一三頁）。

文久三年五月条には「英吉利国軍艦数艘渡来に付、非常の節、拍子木打継有之候節の非常道具代」として金一兩支出され、さらに「欠付人足札の辻へ相詰候に付、足留として金式朱つつ壱人へ遣す」と金三分式朱計上されている（一六〇頁）。

文久三年十一月条からは「一、金三貫〇八文」（二七一頁）というように、金額表示に数字の「零」を表わす「〇」が記載されるようになる。新しい知識の反映であるが、使い方は必ずしも数学的に正確でない箇所がある。

元治元年（一八六四）八月には、麻布龍土の長州藩下屋敷取潰し

のために人足を割当され、賃金や箕笠・わらじ代等が支出されている（一八七頁）

元治元年十一月には、前年二月に十四代將軍徳川家茂の上洛が無事済ませられたという御祝儀として「町人共へ被下銭有之」費用やこれに伴う人数取調の筆墨代が計上されている（一九三頁）。また慶応二年（一八六六）十月にも「貧窮人へ町会所にて、握飯被下候」として人別取調と車方その他の費用が支出された（二三六頁）。

慶応二年六月には「六月朔日・二日・三日市中所々に打毀有之、昼夜家主惣出、粥代」「打毀に付、鳶人足町々見廻り」と物騒な世相を示す記事がある（二二九頁）。

慶応元年（一八六五）四月条には「諸色高直に付」と出火出動の際の弁当代を値上げし（二〇二頁）、さらに同二年正月には「当年義は米價諸色高直諸色格外に付」と抱頭（ア、イ）に「金貳分遣す申候、例には不相成旨申渡候間、為後年認置もの也」（二二二頁）など物価急騰ぶりを示す記事が各所にある。

慶応四年（一八六八）三月条には、東征軍が江戸に到着し「官軍方尾州屋敷へ入込候に付、四谷中へ巷ヶ町夜具拾六人前、枕拾六代」として金壹朱三朱ほど支出している（二六五頁）。

同年閏四月には、東叡山外構の竹矢采補理費用を市中に一小間銀一匁二分づつの供出を命じられ、塩町一丁目では金二両三分ほど支出した（二六八頁）。

同年九月には、東京府寮屋普請につき、大町は金貳分、小町は金

一分の割当てがあり塩町一丁目は金二分を支出している。また「南御番所」から「市政日誌」八冊を渡され銀四匁を支払った（二七八頁）。

同十一月には「天皇御臨幸に付、東京府にて市中町人共へ天盃并御酒・鯛共被下候に付、頂戴罷出候節、諸人用」として金七両三分余を支出している（二八一頁）。

### 3 関連史料

四谷塩町一丁目の町運営費用にかかわる当館蔵の史料は次の通りである。

(1) 本書「町入用押切帳」を作成する際用いられたと考えられる史料等

① 「町入用下勘定帳」 文久二年正月～文久三年十月十五日（資料番号九〇三七三三四三三）

② 「町入用下勘定帳」 文久四年正月～十二月（資料番号九〇三八一八五三）

③ 「町入用下勘定帳」 元治二年正月～十二月（資料番号九〇三七三三四二）

④ 「町入用下勘定帳」 慶応二年正月～十二月（資料番号九〇三七三三四一）

⑤ 「町入用下勘定帳」 慶応三年正月～十二月（資料番号九〇三七三三四一）

⑥「町入用下勘定帳」 慶応四年正月～十二月（資料番号九〇三七三四三四）

⑦「町入用下勘定帳」 明治二年正月～十二月（資料番号九〇三七三四三九）

⑧「町入用下勘定帳」 明治三年正月～十二月（資料番号九〇三七三四三六）

⑨「町入用下勘定帳」 明治四年正月～十二月（資料番号九〇三七三四三七）

(2) 金銀銭出納簿

①「金銭取集帳」 天保五年五月二十八日～嘉永五年三月七日（資料番号九〇三七一五二六）

②「金銀出入帳」 文久四年正月元日～元治元年十二月二十九日（資料番号九〇三七三三四一）

③「金銀出入帳」 元治二年正月元日～十一月三日（資料番号九〇三七三三四三五）

④「町入用巨細控帳」 慶応三年正月～明治五年十月（資料番号九〇三七六七四六）

\*「」は原標題、「」は内容標題